「富士見台地域重点エリア土地利用検討業務委託」

受託コンソーシアム協定書

（目的）

第１条　本協定は、コンソーシアム(グループ)を設立し、富士見台地域重点エリア土地利用検討業務委託プロポーザルに参加し、本業務において優れた成果を達成することを目的とする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「富士見台地域重点エリア土地利用検討業務委託」受託コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　コンソーシアムは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　コンソーシアムは、令和○○年○○月○○日に成立し、本事業契約の業務完了後３ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、コンソーシアムは、本事業を受託することができないことが確定した日に解散する。

（構成員の住所および名称）

第５条　コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）（所在地）

（法人名・代表者名）

（２）（所在地）

（法人名・代表者名）

（３）（所在地）

（法人名・代表者名）

（４）（所在地）

（法人名・代表者名）

(※構成員欄は、必要に応じて適宜追加すること）

（代表事業者）

第６条　コンソーシアムの代表事業者（以下、「代表事業者」という。）は、○○○○とする。

（代表事業者の権限）

第７条　代表事業者は、業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料の請求、受領及びコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利を代表事業者に委任するものとする。

なお、コンソーシアムの解散後、代表事業者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表事業者以外の構成員である一の業者に対しその他の構成員である業者が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

「富士見台地域重点エリア土地利用検討業務」委託のうち○○業務　○○株式会社

「富士見台地域重点エリア土地利用検討業務」委託のうち○○業務　○○株式会社

「富士見台地域重点エリア土地利用検討業務」委託のうち○○業務　○○株式会社

「富士見台地域重点エリア土地利用検討業務」委託のうち○○業務　○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務の履行に伴い運営委員会が決定した業務処理計画によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行とし、コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定するコンソーシアムの責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、コンソーシアムが「富士見台地域重点エリア土地利用検討業務委託」を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１８条　コンソーシアムが解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社は、上記のとおり業務に係るコンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

〇〇株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　㊞

〇〇株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　㊞

〇〇株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　㊞

〇〇株式会社

代表取締役　　　　　　　　　　　㊞